

日 常 点 検 基 準

年 月 日 制 定

年 月 日 実 施

住 所

事業者名

代 表 者

㊞

日 常 点 検 基 準

制 定 年 月 日

実 施 年 月 日

(目的)

第 1 条 道路運送車両法第 47 条の 2 に規定する日常点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するために本基準を定める。

(点検実施時期)

第 2 条 1 日 1 回、自動車の運行開始前に必ず実施するものとする。また、整備管理者が特に必要と認めた場合には適時整備管理者の指示により実施すること。

(点検の実務者)

第 3 条 日常点検は、乗務する運転者並びに交代乗務する運転者が実施するものとする。

(実施場所)

第 4 条 日常点検は、車庫地内の所定の位置において実施するものとする。ただし、車庫地以外の始発拠点の位置において実施する場合は、整備管理者の指示によること。

(点検表の使用及び報告)

第 5 条 日常点検は、日常点検表を使用して実施し、点検結果を日常点検表に記入・押印のうえ、整備管理者又は補助者に報告し、運行の可否について指示を受けなければ運行することができないものとする。

(点検の実施確認)

第 6 条 整備管理者は、運転者より提出された日常点検表により、点検の実施を確認し、当該自動車の運行可否の決定を行い、日常点検表に押印・所定事項記入をもって、運行管理者に連絡するものとする。車庫以外の始発拠点で実施した場合は、電話等の報告により実施を確認し、運行管理者に報告するものとする。

(点検結果の処置)

第 7 条 整備管理者は、点検の結果、不良箇所がある場合は次により処置するものとする。

1. 直ちに整備の指示を行うこと。
2. 車の状態により運行に支障のないときは、業務等の状況を考慮して制限運行すること。
3. 整備をする場合は、臨時整備として取り扱い、整備の指示及び処置については、点検表に記入すること。

(点検順序)

第 8 条 別表 2 日常点検の実施方法によるものとする。

(点検実施箇所、内容、判定基準)

第 9 条 別表 2 日常点検の実施方法によるものとする。

(運転者に対する指導監督)

第 10 条 日常点検に関する運転者の教育は、次によるものとする。

1. 新規採用運転者

項目	実施責任者	教材	時間
自動車の構造 整備関係法令 日常点検基準 判定能力の教育 日常点検の実習			

2. 再教育

教育時間 ヲ月 1 回以上、 時間

教育内容

実施者

3. 教育結果は に報告するものとする。

(立会指導)

第 11 条 整備管理者は、定期または随時、日常点検の実施について立会い指導を行う。

(附則)

本基準は 年 月 日より実施する。

(別表 1) 日常点検基準〔第 1 条関係〕

点検箇所	点検内容
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷はないこと。 3. 異常な磨耗がないこと。 4. 冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと。(プラットホームに達していないこと。) (※1)5. 溝の深さが十分でないこと。 (※2)6. ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3. バッテリー	液量が適当であること。
4. 原動機	(※1)1. 冷却水の量が適当であること。 (※1)2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1)3. エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1)4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと。 (※1)5. 低速及び加速の状態が適当であること。
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。
6. ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	(※1)1. ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ噴射状態が不良でないこと。 (※1)2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。

7. エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8. 運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。

(注)①(※1)の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②(※2)の点検は、車両総重量 8t 以上の自動車に限る。

(別表 2) 日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施方法	
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	○前日又は前回の運行中に異常を認めた箇所について、運行の支障がないかを点検する。	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき ○エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検する。(床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがある。)	
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキレバー)	引きしろ(踏みしろ) ○パーキング・ブレーキ・レバーをいっばいに引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検する。	
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音 ○エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するか点検する。また、エンジン始動時及びアイドル状態で、異音がないかを点検する。	
		※低速、加速の状態 ○エンジンを暖気させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検する。 ○エンジンを除々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。	
	ウインド・ウォッシャー	※噴射状態 ○ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検する。	
	ワイパー	※拭き取りの状態 ○ワイパーを作動させ、低速及び高速の各動作が不良でないかを点検する。 ○きれいに拭き取れるかを点検する。	
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合 ○エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合は極端に遅くないかを点検する。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検する。	
	◎ブレーキ・バルブ	排気音 ○ブレーキ・ペダルを踏んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検する。	
	エンジンルームでの点検	ウインド・ウォッシャー・タンク	※液量 ○ウインド・ウォッシャー液の液量が量が適当かを点検する。
		ブレーキのリザーブ・タンク	※液量 ○リザーブ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検する。
バッテリー		※液量 ○バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWER など)にあるかを、車両を揺らすなどして点検する。	
ラジエーターなどの冷却装置		※水量 ○リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検する。(冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエーター、ラジエーター・ホースなどから水漏れのおそれがある。)	
潤滑装置		※エンジン・オイルの量 ○エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲にあるかを点検する。	
ファン・ベルト		※張り具合、損傷 ○ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検する。 ○ベルトに損傷がないかを点検する。	

車 の 周 り か ら の 点 検	灯火装置、方向指示器	点灯、点滅具合、汚れ、損傷	○エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検する。 ○レンズなどに汚れや損傷はないかを点検する。
	タイヤ	空気圧	○タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検する。 ○扁平チューブレスタイヤなどのたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速運転を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検する。
		亀裂、損傷	○タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検する。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検する。
		異常な磨耗	○タイヤの接地面が異常に磨耗していないかを点検する。
		冬用タイヤの溝の深さ	○タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことを点検する。(プラットホームに達していないかどうか。)
		※溝の深さ	○溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検する。
	ディスク・ホイール	取り付け状況	○目視、および点検ハンマーを使用して次の点検を行います。 ・ホイール・ナットの緩みや脱落、ホイール・ボルトの折損はないか。 ・ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水	○ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検する。
◎ブレーキ・ペダル	※(踏みしろ、ブレーキのきき)	○エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について次の点検を行う。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシネックス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタによりすき間を点検する。 ・フル・エアブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。	

(注)①※の点検項目は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている自動車に限る。

③「ディスク・ホイールの取り付け状況」は、車両総重量8トン以上に限る。